

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び
指定第1号事業者に対する行政処分について

平成31年3月29日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定第1号訪問事業者である株式会社 松本に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項第6号及び第115条の45の9第6号の規定に基づく行政処分を平成31年3月29日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名：株式会社 松本
代表者名：代表取締役 松本 孝司
所在地：旭川市東光15条3丁目8番1号

(2) 事業所

事業所名：ヘルパーステーション アッポジオ
所在地：旭川市東光16条4丁目2番17号
サービス種類：訪問介護及び第1号訪問事業
指定年月日：(訪問介護)平成24年4月1日
(第1号訪問事業)平成27年4月1日

3 処分内容

- ・指定居宅サービス事業者及び指定第1号事業者の指定の一部の効力の停止
(平成31年4月1日から平成31年6月30日までの3か月間、新規利用者の受入停止及び報酬の上限を7割とする。)

サービス種類：訪問介護及び第1号訪問事業

根拠法令：介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の45の9第6号

4 処分の原因となる事実

(1) 不正請求(介護保険法第77条第1項第6号該当)

平成30年1月から平成30年12月までの期間、同法人運営の住宅型有料老人ホーム内に指定訪問介護事業所の拠点を設置し、有料老人ホームの入居者に対し提供した介護サービスについて同一建物減算を適用せず、介護報酬を不正に請求した。

不正請求額3,244,707円(試算額)

(2) 法令違反(介護保険法第115条の45の9第6号該当)

第1号訪問事業と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護報酬を不正に請求した。